

# 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案の概要

資料 1-1

物価の上昇等により、一部の職種において試験事務にかかる費用が特に増大し、技能検定試験業務に係る収支が赤字となっている状況等を踏まえ、指定試験機関が行う技能検定試験及びキャリアコンサルタント試験について、手数料の限度額の見直しを行う（なお、各試験の具体的な手数料の額は、限度額の範囲内で、別途告示で定めている）。

## 指定試験機関が行う技能検定※<sup>1</sup>の手数料※<sup>2</sup>の限度額（職業能力開発促進法施行令第7条関係）

以下のとおり手数料の限度額を引き上げる。

### <実技試験>

改正前：29,900円 → 改正後：35,400円  
(+5,500円)

### <学科試験>

改正前：8,900円 → 改正後：11,400円  
(+2,500円)

※<sup>1</sup> 本規定は、職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関が行う技能検定(131職種中20職種(令和5年12月現在))に適用。都道府県が実施する技能検定(131職種中111職種(令和5年12月現在))については、別途、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号。)により標準額が定められ、これを基に都道府県知事が手数料額を決定している。

※<sup>2</sup> 各職種及び級別の手数料は、別途、厚生労働大臣が定める手数料の額(平成14年厚生労働省告示第213号)により規定する。

## キャリアコンサルタント試験の手数料※<sup>3</sup>の限度額（職業能力開発促進法施行令第5条関係）

以下のとおり手数料の限度額を引き上げる。

### <実技試験>

改正前：29,900円 → 改正後：35,400円  
(+5,500円)

### <学科試験>

改正前：8,900円 → 改正後：11,400円  
(+2,500円)

※<sup>3</sup> 登録試験機関別の手数料は、別途、職業能力開発促進法施行令第五条第二項の厚生労働大臣が定める額(平成28年厚生労働省告示第191号)により規定する。

## 施行期日等

公布日：令和5年12月下旬(予定)

施行期日：令和6年4月1日